



車道通行が原則

歩道通行は例外です



車道ではほとんど歩道に注意

歩道を通行できるのは…

- 「歩道通行可」の標識(右図)等がある場合
「自転車および歩行者専用」

- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転する場合

- 状況的にやむを得ない場合
 - ・道路工事や連続した駐車車両のため車道の左端を通行できない
 - ・自動車等の通行量が著しく多い
 - ・道路の幅が狭く、自動車等と接触する危険がある※歩行者の安全を確保するため、警察官が歩道を通行しないよう指示することがあります。



歩道ではほとんど歩道に注意

車道でも、歩道でも

夜は必ずライトを点灯 二人乗り・並進は禁止



※「並進可」の標識がある場所を除きます。

“ながら運転”は禁止



子どもはヘルメットを着用



※「子ども」とは、13歳未満の者。また、「幼児2人同乗用自転車」などの場合、同乗させる子どもは6歳未満(おんぶは4歳未満)に限ります。

①左端を通る

道路の状況に応じて、「歩道と外側線の間」や「路側帯」の通行も可!

※「歩行者用路側帯」(下図)は通行できません。



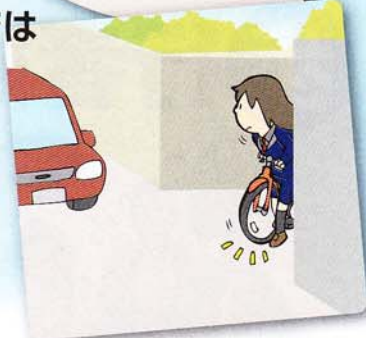
②進路を急に变えない

進路変更する前に後ろの安全を確認!



③一時停止場所では安全を確かめる

標識がある場所だけでなく、見通しの悪い交差点などでも必ず一時停止を!



①車道寄りを通る

普通自転車通行指定部分「自転車マーク」があったら、そこを徐行!

※「徐行」とは、大人の早足程度のすぐに止まれる速度です。

※「普通自転車通行指定部分」に歩行者がいないうときは、すぐに徐行に移れる安全な速度と方法で進行することができます。



②歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止して歩行者の通行を優先する

歩行者が多いときは、自転車から降りて押して歩こう!



③横断歩道に歩行者がいたら、自転車から降りて押して渡る

押して歩いているときは歩行者の通行ルールで!

※自転車横断帯は自転車に乗ったまま通行できます。



二人乗り



罰則 2万円以下の罰金または料料
(道路交通法第57条第2項)
※都道府県により異なる場合があります。

Check

警察官の注意を無視して二人乗りを続けた高校生が交通違反切符(赤切符)を切られました。(平成18年5月:川崎市)

歩行者妨害



罰則 2万円以下の罰金または料料
(道路交通法第63条の4第2項)

Check

歩道で歩行者に重傷を負わせた自転車に、降りて通行すべきだったとして過失100%、損害賠償約1,740万円。(平成8年7月:東京地裁判決)

無灯火運転



罰則 5万円以下の罰金(過失も同じ)
(道路交通法第52条第1項)

Check

夜間、ライトがないマウンテンバイクが歩行者に衝突。後遺障害が残った歩行者に約2,580万円を損害賠償。(平成8年10月:大阪地裁判決)

自転車のこんな乗り方

信号無視



罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)
(道路交通法第7条)

Check

赤信号の横断歩道を自転車に乗って渡り、車と衝突して重傷を負ったが、損害賠償金は減額され半分に。(平成13年4月:名古屋地裁判決)

傘さし運転や携帯電話等の使用



罰則 5万円以下の罰金
(道路交通法第71条第6号)

Check

傘を前に傾けてさして通行していた自転車が歩行者に接触。転倒・負傷させ、約211万円を損害賠償。(平成8年8月:大阪地裁判決)

飲酒運転



罰則 (酒酔い運転) 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
(道路交通法第65条第1項)

Check

飲酒后、酒酔い状態で自転車を運転。停車していた車に接触し、物損事故を引き起して検挙されました。(平成18年5月:大阪市)

バツ印

万が一の加害事故
TSマークで
安心の賠償補償

歩行者に衝突したり車にはねられたり、自転車は加害者にも被害者にもなります。そんなときのために、年に1回、自転車安全整備店で自転車の点検・整備(有料)を受け、傷害保険と賠償保険が付帯するTSマークを貼ってもらいましょう。

赤マーク
損害賠償補償
2000万円
(限度額)



青マーク
損害賠償補償
1000万円
(限度額)

